

使用期限：
製造番号：

[使用方法]

化粧品として使用する時に、尿素配合量が3%以下となるよう調製してください。

[調製例]

(化粧水原液)

グリセリン15mL、尿素25gを水250mLに均一に溶かし、清潔な容器に入れ原液とし、冷蔵庫など冷所で保管する。

(使用時)

原液を5倍以上水でうすめてご使用ください。

(調製した液の取扱い)

- ・調製してから、化粧水原液は半年間、うすめた液は2週間を消費期限とし、その間であっても変質、アンモニア臭、カビ、沈殿、濁りなどが発生した場合は使用をしないでください。
- ・お肌に合わない場合は、使用を直ちにご中止ください。異常があらわれた場合は、医師、薬剤師にご相談ください。
- ・調製者以外の人が誤用または誤飲の無いようご注意ください。

化粧品原料用 精製尿素

[特徴]

本品は、精製・再結晶法により製された尿素であり、化粧品原料の公的規格である医薬部外品原料規格2006に適合しております。自家製化粧品(外用)の原料としてご使用ください。

[成分]

本品は、尿素($\text{CH}_4\text{N}_2\text{O}$) 99.0%以上を含有します。(窒素含有量として46%以上となります。)

[注意]

- (1) 小児の手の届かないところに保管してください。
- (2) 直射日光を避け、なるべく涼しい所に密閉して保管してください。なお、本品は経時に固まることがありますので、そのような場合はほぐしてご使用ください。
- (3) 本品の濃厚液に長時間触れる場合は、かぶれなどを起こすことがありますので、手袋などをご使用ください。
- (4) 本品は食べられません。
- (5) この外箱に表示された使用期限を過ぎたものは使用しないで下さい。
- (6) 化粧品製造販売業の許可無く、お作りになった化粧品などを第三者に譲ったり、販売することは薬事法により禁止されていますのでご注意ください。